平成２０年（フ）第９８号
兵庫県小野市西本町553番地の１　ウエストハイツＡ206号松浦一史方、開始決定時の住所兵庫県西脇市板波町126番地の１
破産者　古家　省二
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第１号
宮崎県宮崎市江平東町９番９号梅田ビル302号、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2465番地１
破産者　福川　吉昭
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４６号
福岡県柳川市三橋町蒲船津1024番地
破産者　式　　勝也
１　破産債権の届出期間　平成22年10月29日まで
２　一般調査期日　平成22年12月15日午後１時10分
平成22年９月29日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1669番地10
破産者　内山　忠義
１　破産債権の届出期間　平成22年11月２日まで
２　一般調査期日　平成22年12月21日午後１時30分
平成22年９月28日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３２５９号
大阪府東大阪市若江西新町３丁目４番８号エステートピアＥ．Ｖ．Ｏ　207号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―1118号
破産者　西野　政典
１　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
２　一般調査期日　平成22年12月９日午後４時
平成22年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５７３０号
大阪市生野区林寺２丁目25番29号
破産者　電研工業株式会社
１　期日　平成22年11月19日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６３８２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目11番26号　シオン阿倍野1101号
破産者　ＢＡＲバール・ダダこと　中村　俊幸
１　期日　平成22年11月19日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７３号
愛知県安城市新田町弁天２番地２
破産者　太田　由仁
１　期日　平成22年11月29日午後３時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
愛知県岡崎市稲熊町字後田47番地27
破産者　長谷川泰之
１　期日　平成22年10月25日午後３時55分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４８７６号
大阪府豊中市待兼山町35番15号
破産者　市岡奈津子（旧姓村上）
異議申述期間　平成22年11月24日まで
平成22年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０８号
愛媛県今治市本町１丁目２―６　ライブタウン本町402号、旧住所愛媛県松山市空港通３丁目11番４号・愛媛県今治市東村１丁目13番３号
破産者　セカンドハンドこと　西澤一登志
異議申述期間　平成22年11月30日まで
平成22年９月30日　松山地方裁判所今治支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１００１号
山形県尾花沢市大字野黒沢48番地
清算会社　株式会社丸誠佐藤組
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第１３号
栃木県宇都宮市旭１丁目３番５号
清算株式会社　株式会社野崎商事
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

更生手続における包括的禁止命令

平成２２年（ミ）第１２号
東京都新宿区西新宿８丁目15番１号
開始前会社　株式会社武富士
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、下記の行為をしてはならない。
記
開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行
平成22年９月28日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第１２号
東京都新宿区西新宿８丁目15番１号
開始前会社　株式会社武富士
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区九段北４丁目１番３号　飛栄九段北ビル10階　弁護士　小畑　英一
平成22年９月28日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第６号
福岡市博多区東光寺町２丁目２番13号
再生債務者　セルコム株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区警固１―12―11アーバンスクエア警固６階みらい法律事務所　弁護士　髙松　康祐
平成22年９月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第７号
福岡市博多区東光寺町２丁目２番13号
再生債務者　セルコムメディコ株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区警固１―12―11アーバンスクエア警固６階みらい法律事務所　弁護士　髙松　康祐
平成22年９月27日
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第３号
大阪市西成区津守２丁目３番10号
再生債務者　植田　詔子
主文　平成22年１月29日にした監督命令を取り消す。
平成22年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部